

国空航第2987号
平成31年4月9日

株式会社ジェイエア 機長 あて

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 平井 一彦

乗務前アルコール検査の未実施事案について（文書注意）

平成31年3月5日、貴殿は、JAL2331便及びJAL2332便に機長として乗務予定だったが、当該便に乗務予定だった副操縦士の乗務前のアルコール検知器を使用した検査の結果の確認を怠り、当該副操縦士が当該検査を実施していなかったことに気づかないまま、当該副操縦士と当該便に乗務した。

航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定に基づき認可された株式会社ジェイエアの運航規程においては出頭時に運航乗務員による心身状態の相互確認を義務付け、同社は機長の責任のもとでアルコール検査結果を必ず相互確認するよう指示していたが、乗務する運航乗務員全員の心身状態を確認する責務を有する機長という立場にありながら当該確認を行わなかった。

他社における飲酒に起因する不適切事案を受けて国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付国官参事第800号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付国官参事第921号）等を相次いで実施し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことはアルコールの影響の有無を適確に確認することが安全確保上重要であるとの意識が希薄だったと言わざるを得ず不適切である。

このため、同様の事案を二度と再発させることのないよう、ここに注意する。

以上